

毎週火、金曜日発行(但休日に当る日(翌日)は休紙)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 訓令 鳥取県電報発信者符号
- ◇ 告示 保安林予定森林にする旨の通知

〃 〃

解除予定の保安林にする旨の通知

訓 令

鳥取県訓令第十五号

鳥取県電報発信者符号を次のように定める。

昭和三十九年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 三 朗

鳥取県電報発信者符号

一本	あ	ア	アイ	アウ	アエ	アオ	アカ	アキ	アク	い	イア	イイ	イウ	イエ	5
庁	の	知事	副知事	出納長	総務部長	厚生部長	商工労働部長	農林部長	土木部長	部(秘書課・企画室)	秘書課長	秘書課	企画室長	企画室	部(総務部)
ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	エ
子	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	エ	ア
総務管財課長	総務管財課	広報文書課長	広報文書課	人事課長	人事課	職員厚生課長	職員厚生課	財政課長	財政課	地方課長	地方課	統計課長	統計課	厚生援護課長	厚生援護課

エイ	エウ	エエ	エオ	エカ	エキ	エク	エケ	エコ	エサ	エシ	お	オア	オイ	オウ	オエ	オオ
厚生援護課	婦人児童課長	婦人児童課	保険課長	保険課	国民年金課長	国民年金課	衛生課長	衛生課	予防課長	予防課	部の部(商工労働部)	商工課長	商工課	地下資源開発局長	地下資源開発局	労政課長
オカ	オキ	オク	オケ	オコ	オサ	オシ	カ	カイ	カウ	カエ	カオ	カカ	カキ	カク	カケ	
労政課	職業安定課長	職業安定課	失業保険課長	失業保険課	観光課長	観光課	農政企画課長	農政企画課	検査課長	検査課	農業経済課長	農業経済課	農産園芸課長	農産園芸課	畜産課長	

カコ	畜産課	キエ	検査課
カサ	蚕糸課長	キオ	道路課長
カシ	蚕糸課	キカ	道路課
カス	林務課長	キキ	都市計画課長
カセ	林務課	キク	都市計画課
カソ	造林課長	キケ	河港課長
カタ	造林課	キコ	河港課
カチ	水産課長	キサ	砂防課長
カツ	水産課	キシ	砂防課
カテ	農地開拓課長	キス	建築課長
カト	農地開拓課	キセ	建築課
カナ	耕地課長	ク	部の部(出納室)
カニ	耕地課	クア	副出納長
キ	部の部(土木部)	クイ	出納室長
キテ	管理課長	クウ	出納室
キイ	管理課	ク	二地方機関
キウ	検査課長	ケ	部の部(総務部関係)

ケア	東京事務所長	ケツ	印刷所
ケイ	東京事務所	コ	部の部(厚生部関係)
ケウ	大阪事務所長	コア	東部福祉事務所長
ケエ	大阪事務所	コイ	東部福祉事務所
ケオ	神戸貿易事務所長	コウ	中部福祉事務所長
ケカ	神戸貿易事務所	コエ	中部福祉事務所
ケキ	北九州事務所長	コオ	西部福祉事務所長
ケク	北九州事務所	コカ	西部福祉事務所
ケケ	自治研修所長	コキ	身体障害者更生相談所長
ケコ	自治研修所	コク	身体障害者更生相談所
ケサ	東部県税事務所長	コケ	精神薄弱者更生相談所長
ケシ	東部県税事務所	ココ	精神薄弱者更生相談所
ケス	中部県税事務所長	コサ	身体障害者更生指導所長
ケセ	中部県税事務所	コシ	身体障害者更生指導所
ケソ	西部県税事務所長	コス	母来寮長
ケタ	西部県税事務所	コセ	母来寮
ケチ	印刷所長	コソ	岩井長者寮長

サナ	サト	サテ	サツ	サチ	サタ	サソ	サセ	サス	サシ	ササ	サソ	サケ	サク	サキ	サカ	サホ
鳥取優生保護相談所	鳥取優生保護相談所長	歯科衛生士学院	歯科衛生士学院長	准看護学院	准看護学院長	倉吉高等看護学院	倉吉高等看護学院長	鳥取高等看護学院	鳥取高等看護学院長	厚生病院	厚生病院長	中央病院	中央病院長	衛生研究所	衛生研究所長	根雨保健所
シエ	シウ	シイ	シア	しの部(商工労働部関係)				サム	サミ	サマ	サホ	サハ	サノ	サネ	サヌ	サニ
物産館	物産館長	計量検定所	計量検定所長	精神衛生相談所	精神衛生相談所長	根雨優生保護相談所	根雨優生保護相談所長	米子優生保護相談所	米子優生保護相談所長	倉吉優生保護相談所	倉吉優生保護相談所長	浜村優生保護相談所	浜村優生保護相談所長	郡家優生保護相談所	郡家優生保護相談所長	郡家優生保護相談所長

コミ	コマ	コホ	コハ	コフ	コヒ	コハ	コノ	コネ	コヌ	コニ	コナ	コト	コテ	コツ	コチ	コタ
整肢学園	整肢学園長	積善学園	積善学園長	皆成学園	皆成学園長	愛徳学校	愛徳学校長	婦人相談所	婦人相談所長	米子児童相談所	米子児童相談所長	倉吉児童相談所	倉吉児童相談所長	中央児童相談所	中央児童相談所長	岩井長者寮
サエ	サウ	サイ	サア	コン	コワ	コロ	コレ	コル	コリ	コラ	コヨ	コユ	コヤ	コモ	コメ	コム
根雨保健所長	米子保健所	米子保健所長	倉吉保健所	倉吉保健所長	浜村保健所	浜村保健所長	郡家保健所	郡家保健所長	鳥取保健所	鳥取保健所長	しかの和泉荘	しかの和泉荘所長	婦人寮	婦人寮長	保育専門学院	保育専門学院長

スタ	八頭東部農業改良普及所
スチ	八頭西部農業改良普及所
スツ	八頭西部農業改良普及所
ステ	気高農業改良普及所
スト	気高農業改良普及所
スナ	東伯東部農業改良普及所
スニ	東伯東部農業改良普及所
スヌ	東伯西部農業改良普及所
スネ	東伯西部農業改良普及所
スノ	倉吉農業改良普及所
スハ	倉吉農業改良普及所
スヒ	西伯東部農業改良普及所
スフ	西伯東部農業改良普及所
スヘ	米子農業改良普及所
スホ	米子農業改良普及所
スマ	日野北部農業改良普及所
スミ	日野北部農業改良普及所
スム	日野南部農業改良普及所
スメ	日野南部農業改良普及所
スモ	米子農業改良普及所境港支所
スマ	米子農業改良普及所境港支所
スヤ	米子農業改良普及所境港支所
スユ	農業試験場
スヨ	農業試験場
スラ	農業試験場東伯分場
スリ	農業試験場東伯分場
スル	農業試験場西伯分場
スレ	農業試験場西伯分場
スロ	果樹試験場
スワ	果樹試験場
スン	果樹試験場津ノ井分場
セア	果樹試験場津ノ井分場
セイ	農産加工所
セウ	農産加工所
セエ	畜産試験場

シオ	工業試験場
シカ	工業試験場
シキ	工業試験場境港分場
シク	工業試験場境港分場
シケ	鳥取労働事務所
シコ	鳥取労働事務所
シサ	倉吉労働事務所
シシ	倉吉労働事務所
シス	米子労働事務所
シセ	米子労働事務所
シソ	内職公共職業補導所
シタ	内職公共職業補導所
シチ	倉吉職業訓練所
シツ	倉吉職業訓練所
シテ	米子職業訓練所
シト	米子職業訓練所
シナ	大山観光会館
シニ	大山観光会館
シニ	す・せ・その部(農林部関係)
シア	鳥取地方農林振興局長
スイ	鳥取地方農林振興局長
スウ	八頭地方農林振興局長
スエ	八頭地方農林振興局長
スオ	倉吉地方農林振興局長
スカ	倉吉地方農林振興局長
スキ	米子地方農林振興局長
スク	米子地方農林振興局長
スケ	日野地方農林振興局長
スコ	日野地方農林振興局長
スサ	岩美農業改良普及所
スシ	岩美農業改良普及所
スス	鳥取農業改良普及所
スセ	鳥取農業改良普及所
スソ	八頭東部農業改良普及所

セラ	鳥取家畜保健衛生所	ソサ	爾検定所長
セリ	船岡家畜保健衛生所	ソシ	爾検定所
セル	船岡家畜保健衛生所	ソス	鳥取蚕業指導所長
セレ	倉吉家畜保健衛生所	ソセ	鳥取蚕業指導所
セロ	倉吉家畜保健衛生所	ソソ	八頭蚕業指導所長
セフ	所子家畜保健衛生所	ソタ	八頭蚕業指導所
セン	所子家畜保健衛生所	ソチ	東伯蚕業指導所長
ソア	米子家畜保健衛生所	ソツ	東伯蚕業指導所
ソイ	米子家畜保健衛生所	ソテ	西伯蚕業指導所長
ソウ	溝口家畜保健衛生所	ソト	西伯蚕業指導所
ソエ	溝口家畜保健衛生所	ソナ	日野蚕業指導所長
ソオ	生山家畜保健衛生所	ソニ	日野蚕業指導所
ソカ	生山家畜保健衛生所	ソヌ	林業試験場長
ソキ	種畜場長	ソノ	水産試験場長
ソク	種畜場	ソハ	水産試験場
ソケ	大山放牧場長	ソヒ	水産試験場境分場長
ソコ	大山放牧場		

セオ	畜産試験場	セニ	岩美病害虫防除所長
セカ	中小家畜試験場長	セヌ	岩美病害虫防除所
セキ	中小家畜試験場	セネ	鳥取病害虫防除所長
セク	蚕業試験場長	セノ	鳥取病害虫防除所
セケ	蚕業試験場	セハ	八頭病害虫防除所長
セコ	経営伝習農場長	セヒ	八頭病害虫防除所
セサ	経営伝習農場	セフ	気高病害虫防除所長
セス	農業講習所長	セハ	気高病害虫防除所
セシ	農業講習所	セホ	東伯病害虫防除所長
セセ	農業指導者養成所長	セマ	東伯病害虫防除所
セソ	農業指導者養成所	セミ	西伯病害虫防除所長
セタ	畜産講習所長	セム	西伯病害虫防除所
セチ	畜産講習所	セメ	米子病害虫防除所長
セツ	中小家畜講習所長	セモ	米子病害虫防除所
セテ	中小家畜講習所	セヤ	日野病害虫防除所長
セト	蚕業技術員養成所長	セユ	日野病害虫防除所
セナ	蚕業技術員養成所	セヨ	鳥取家畜保健衛生所長

ソフ	水産試験場境港分場	タオ	倉吉土木出張所長
ソハ	境港水産会館長	タカ	倉吉土木出張所
ソホ	境港水産会館	タキ	米子土木出張所長
ソマ	境港魚市場長	タク	米子土木出張所
ソミ	境港魚市場	タケ	根雨土木出張所長
ソム	中海干拓事業所長	タコ	根雨土木出張所
ソメ	中海干拓事業所	タ	その他の機関
たの部(土木部関係)		チ	ちの部
タア	鳥取土木出張所長	チア	米子社会保険事務所長
タイ	鳥取土木出張所	チイ	米子社会保険事務所
タウ	郡家土木出張所長	チウ	陸運事務所長
タエ	郡家土木出張所	チエ	陸運事務所

附則

1 この訓令は、昭和三十九年十一月二十五日から施行する。

2 鳥取県電報発信者符号(昭和三十五年七月鳥取県訓令第八号)は、廃止する。

告示

鳥取県告示第六百十九号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十

条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定予定に係る森林の所在場所

岩美郡岩美町大字岩井字奥山一、一六三一一、大字長谷字菅ヶ谷一、〇五三、一、〇五三一一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものと

する。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定予定に係る森林の所在場所

鳥取市覚寺字女夫山七七九、字飛ト谷七七七一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥

取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものと
する。

3 間伐は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百二十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定予定に係る森林の所在場所

岩美郡福部村大字八重原字菖蒲峠七〇〇一、大字久志羅字菖蒲峠七〇〇(以上二筆について次の図に示す)

部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

□ 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものと
する。

3 間伐は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百二十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたか

ら、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定予定に係る森林の所在場所

岩美郡国府町大字美敷字岩ヶ平七四五―三、七四五―一一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

□ 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものと
する。

3 間伐は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百二十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定予定に係る森林の所在場所

鳥取市双六原字才ノ谷西分三九二―一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

□ 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥

取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定予定に係る森林の所在場所
 気高郡鹿野町大字河内字西広園一、六五三一、一、六五三二(次の図に示す部分に限る。)、一、六五八一、二、字榎木二、九四七一、二、九四七二、二、

九四八一から二、九四八一三まで、二、九四九

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたか

ら、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定予定に係る森林の所在場所
 気高郡青谷町大字桑原字玄谷八七九
 (次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十六号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定予定に係る森林の所在場所
 八頭郡八東町大字妻鹿野字迎平一、四〇三一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、八

頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十七号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定予定に係る森林の所在場所
八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山四〇九―三(次の図に示す部分に限る。)、字皆込四一四
- 二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定予定に係る森林の所在場所
八頭郡智頭町大字奥本字クツヤ谷七〇―一―八
(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十九号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定予定に係る森林の所在場所

八頭郡佐治村大字畑字チシヤ畑四一八、大字加茂字裏土地八五三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、八五八

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭郡佐治村大字畑字チシヤ畑四一八、大字加茂字裏土地八五三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、八五八

00885

頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百三十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定予定に係る森林の所在場所

東伯郡三朝町大字坂本字丸尾四七六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

□ 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百三十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日

00886 (第3種郵便物)

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定予定に係る森林の所在場所

東伯郡関金町大字野添字木戸坂四一八、四二五―一から四二五―三まで、四二七―一から四二七―三まで、四二八―一、四二八―二、四二九―一、四二九―二、四三〇―一から四三〇―四まで、四三二―一、四三二―二、四三三―一、四三三―二、四三三―三、四三四―一、四三四―二、四四二―一、四四二―二、四四八―一、四四八―二、四四六―一、字上木戸坂四四三、四四四―一、四四四―二、四四四―三、四四五―一から四四五―三まで、四四六―一(次の図に示す部分に限る。)、四四六―二、四四六―四、四四六―五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

□ 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百三十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定予定に係る森林の所在場所

東伯郡東伯町大字三本杉字山川谷東平一、七五二一、七五三一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

一 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めない。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

一 立木の伐採の限度次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百三十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定予定に係る森林の所在場所

西伯郡中山町羽田井字遠茶畑一、四三二(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

一 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めない。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

一 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百三十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定予定に係る森林の所在場所

日野郡溝口町大内字尾先河原一、字出ノ谷七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

一 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

一 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百三十五号

次の保安林を解除予定にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字小栗三、一八七四、三、一八六一二から三、一八六一五まで、三、一八七三、字二夕股三、一八九九、三、一九一四、大字田後字向山北側四五六一、四六一五、六〇一二、六四一五、五七(次の図に示す部分に限る。)、字向山一三三一二、一三四一二、一三五一二、一三六一二、一三七一三、一三八一二、一三九一二、

(一) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(二) 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(三) 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字細川字高浜九二〇一、九一九一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
九一九一二

(四) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(一) 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡国府町大字神護字大谷空田九一、九二、九二二、九三、九五、九六、字大谷口一五三

(三) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

(四) 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(五) 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市覚寺字上ノ山八七〇一五、八七一三、八七二四、八七二五(以上四筆国有林)

(六) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

(七) 解除の理由

指定理由の消滅

(一) 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市湖山町字池淵外浜一、七四七一、字二本松西方二、九五五五、二、九五五六(以上三筆国有林)

(二) 保安林として指定された目的
潮害の防備

(三) 解除の理由
指定理由の消滅

(四) 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市伏野字石山ノ鼻一、九八八一二(国有林)

(五) 保安林として指定された目的
風害の防備

(六) 解除の理由
指定理由の消滅

(七) 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市伏野字小円道之巻三、二五四一七(国有林)

(八) 保安林として指定された目的

魚つき

(一) 解除の理由
指定理由の消滅

(二) 解除予定に係る保安林の所在場所
気高郡青谷町大字桑原字六郎谷九一六一五(次の図に示す部分に限る。)

(三) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

(四) 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(五) 解除予定に係る保安林の所在場所
気高郡青谷町大字桑原字境口八〇四一一

(六) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(七) 解除の理由

(八) 指定理由の消滅

十(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字家ノ下三、一九六二、三
一九六四(以上二筆国有林)

(二) 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

十一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字円城谷三、一九五二、
大字芦津字鳥ヶ嶋一、一五七一三、字小坂上八一、
〇七一一二、一、〇七二一二(以上四筆国有林)

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

十二(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡船岡町大字船岡字天満一、六六四一九九、
一、六六四一〇〇

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

十三(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字川中字背戸山七四六一二、七四
八一九

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

十四(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字葛谷字ハシ谷四五五四、四五
五二五(以上二筆国有林)

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

十五(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字別所字砂和ヶ谷八三三一、字
瀧ノ谷七〇〇一一、七〇〇一二、字六人田平六六六、
字棒ヶ谷二一六一一、大字埴見字小佐美谷八八〇、
字中谷六五七(以上七筆について次の図に示す部分
に限る。)、字中谷六五九一三から六五九一七ま
で、字菅ヶ谷六八八一三から六八八一二六まで、六
八八一三五、六八八一三六、六八八一四〇から六八
八一四二まで、六八八一四四から六八八一六〇まで、
六八八一六五

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(一) 次の図一は、省略し、その図面を鳥取県農林部
林務課及び東郷町役場に備え置いて縦覧に供する。

十六(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字法勝寺字寺ノ上山八八六一五、

字カキヒ谷山八九〇一三、字新庄越山八九二一二、
字備中谷山八九九一二(以上四筆国有林)

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

十七(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字法勝寺字狸谷山九〇〇一二(国
有林)

(二) 保安林として指定された目的

干害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

十八(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町福居字穴ヶ峠五二一、五二四(以上
二筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

解除の理由

指定理由の消滅

(一) 次の図は、省略し、その図面を鳥取県農林部
林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。

十九(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町上石見字虚空蔵五四六―六

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

解除の理由

指定理由の消滅

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

行 者 鳥取県鳥取市東町一丁目
所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一部月極二五〇円(郵送料共)